

議員提出議案第 2 号

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成 3 1 年 3 月 2 0 日提出

提出議員 黒瀬雄大

岡田伴昌

賛成議員 松村紘子

提案理由 交野市議会議員の議員報酬を減額するため

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例案

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年
条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間における議員報酬月額
に関する特例）

6 平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間における議員報酬の月
額は、第1条及び別表第1の規定にかかわらず、これらの規定による議員報酬の月
額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、第5条の規定による議員報酬
の月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。